# 施策マネジメントシート

基本施策名	0 1 1 人権・平和のまちづくりの推進	施策 統括課	市長室	氏名	吉田 徳史
政策名	人権·平和·男女平等参画	主な 関係課	オンブズマン事務局	·公民館	

	0   1	心口口杯			
政策名		主な 関係課	オンブズマン事務局	·公民館	
1 施策の目的					
① 対象(誰、何	可を対象にしているのか)*人や自然資源等	③ 対象指標(対	対象の大きさを表す指標)数	字は記入した	il)

•市民

·市職員

② 施策の目的

互いの多様性を認め合い、個人の人権を尊重することによ り、不当な差別や暴力等の人権侵害を容認しない地域社会 を築くとともに、先の時代を見据えて国際的な視点を持った 平和意識の醸成を図ります。 ③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない 名称

単位 市職員数(4月1日時点)

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

			名称(展開方向ごとに記載)	単位
	1	ア	市が「人間を大切にする」まちづくりを行っていると 思う市民の割合	%
		イ	ソーシャル・インクルージョンに配慮された事務事 業の割合	%
	2	ア	市が平和を大切にしているまちだと思う市民の割 合	%
7	2	イ	市の平和事業の参加者のうち、「当該事業が平和 を考える機会となった」と回答した割合	%
7	3	ア		
	י	イ		
	1	ア		
	4	イ		

ᄂ	第9次基本計画期間(合和	2~令和9年度)内における取組内					
ŕ	<u> </u>	<u> </u>	<del>谷</del>   手段(具体的な取組内容)				
1	人権意識の醸成と普及を発	ソーシャル・インクルージョンの 理念に基づき、市民が互いの 人権や多様性について対話等 を通じて考え理解し、尊重し合 うことで全ての市民の人権が擁 護され、あらゆる差別のない自	◆基本方針の策定、実態調査の実施、推進計画の策定を行うことにより、人権・平和のまちづくりを総合的に推進します。 ◆市職員や市民、事業者に対して研修及び啓発活動を行い、ソーシャル・インクルージョンの理念の理解を促し、人権意識の醸				
2	時代を見据えた平和 ・意識の創造	平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困や搾取等の社会構造上の困難さがなく、そして、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識や他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在する状態を意味します。市民一人ひとりが平和への強い意志を持ち、国立市から広く社会に対して平和の尊さを発信していくことにより、安定した平和な地域社会の実現を目指します。	◆「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」等の事業の開催、 原爆・戦争体験伝承者講話事業等を通して、次世代に向けて 戦争や原爆の悲惨さや平和の大切さを語り継ぐとともに、多くの 市民に「日常における平和」について考える機会を提供します。 ◆平和首長会議等を通じて、他自治体や他機関との連携を行い、 平和活動の推進を図ります。 ◆学校や公民館等において、平和教育を推進します。				
3	3						
4	Ł						

# 3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

3 総長	<b>育</b> 莱	· Fi			移と目標値									
			単位	数值区分	. ,,,,	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		+
		ア	λ.	見込み値	76,080	76,065	76,098	76,106	76,140	76,072	76,017	75,972	目標道	達成度
				実績値	76,282	76,423	76,278	76,182	75,816	76,163				
		1	人	見込み値	478	474	470	466						
対象技	:	. 1		実績値	479	470	487	487	484	484				
V) 3N1	日1示	ゥ		見込み値									達成•	前年度
				実績値									未達成	比較
		ェ		見込み値										
				実績値										
				成り行き値	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0	34.0		
				目標値	34.7	35.4	36.1	36.8	37.5	38.2	38.9	39.6		
			P %	実績値	34.7	41.3		37.7	34.1				未達成	低下
	ľ	展   1			基本計画にお				まちづくりを行	行っていると思				
	l:	方			の説明又は		※令和元年度第12回市民意識調査より設問の新設。令和元年度(34.0)と令和2年度(34.7)の実績値の上昇幅を参考に毎年度0.7ポイント上昇させ ことを目標とした。							
	ĺ	句		成り行き値	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3		
		1	. 0/	<mark>目標値</mark>	97.9	98.2	98.5	98.8	99.1	99.4	99.7	100		
			ا %	実績値	100	100	2141.1	集計中	集計中					
					基本計画にお 票の説明又は					れた事務事業 等配分し、毎年度0.6		t=-t-		
	-	+		成り行き値	50.1	5.01	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1		
				目標値	50.1	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0	56.0	57.0		
		-	P %	実績値	50.1	53.1		57.3	50.5	33.0	30.0	01.0	未達成	低下
	J	展	70		基本計画にお		ナンシマチョナ・・			* 七日の刺入			水延減	120 1
		荆			野の説明又は		ハー十一个   で /    ※令和元年度「第12回		のより/こと心 更。令和元年度、2年度ℓ	う市民の割合 の実績値を基準に毎年度1	ポイント上昇させることを日	目標としました。		
		力		成り行き値	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9	89.9		低下
		句。		目標値	91.0	92.0	93.0	94.0	95.0	96.0	97.0	98.0	未達成	
	2 生		<b>1</b> %	実績値	96.3	95.3	92.6	94.4	93.5					
					基本計画にお					を考える機会とな	った  と回答  .た	割合		
成果排					票の説明又は					ることを目標としました		.,		
从未1	日1示			成り行き値										
				目標値										
	l,	展	7	実績値										
	ľ	開			基本計画にお									
		方			原の説明又は	出典元		ı						
		句		成り行き値										
		3	/	<mark>目標値</mark> 安建使										
			'	実績値	基本計画にお	\1+ Z								
					竪本計画にの 票の説明又は									
	-	$\dashv$	+	成り行き値	V VIVO. 011V-1V	/ / / /								
				目標値										
	I.	_ -	P	実績値										
	1	展  <sup>*</sup> 開			基本計画にお	ける						•		
	[!	荆  方 -		指標	の説明又は									
		句		成り行き値										
		4		目標値										
		-	۲	実績値										
					基本計画にお									
	± 75.	- J	£ 3//		原の説明又は	出典元		1	1					
	事務			本数										
	<u> </u>		支出会											
事	源		, 方債	千円千円				<b></b>						
施業	内		の他	千円				] 						
施策コス	訳		设记 投財源					] 						
<u> </u>	 事業				0	0	0	0	0	0	0	0		
실급					U	U	U	U	U	U	U	U		
ト件			務時間											
費			計 (B)											
<b> </b> -	ータル:	コス	<b>├</b> (A)+(	(B) 千円	0	0	0	0	0	0	0	0		

# 4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1)施策全体の成果実績目標達成度 A(高)	度に達成)~E(ほぼ未達成)
------------------------	----------------

D:目標の多くが未達成であった

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)~E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

# (3)上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

〇人権施策については、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」や「しょうがいしゃがあたり前に暮らすまち宣言の条例」、オンブズマン制度、「くにたち人権月間」など、様々な人権政策を実施してきたが、「人間を大切にするまちづくりを行っているか」の設問には前年度よりも数値が減少した結果となった。設問内容と人権施策とのつながりがやや分かりにくい指標設定となっているが、市の基本構想の基本理念でもあるため、本設問の数値は向上させる必要はある。

〇平和施策については、平和の日事業や伝承講話事業、コトバ展など、特徴的な事業を実施していると共に平和首長会議多摩地域 平和ネットワーク会議において2年目も引き続き会長市として運営を担い、26市の平和事業の相互利用体制を構築した。一方で2つ の指標の結果は前年度より数ポイント減少した結果となった。

〇市民の人権意識や平和意識は、市の施策だけでなく、国や東京都の取り組みや家庭や職場、学校、メディア、昨今の世界における 戦争、紛争の影響が強く反映することから、意識調査の結果の推移については慎重に見ていく必要がある。

# 5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?

【人権施策】平成28年(2016年)に差別解消三法(略称:障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)が施行、そ の後、令和元年にアイヌ施策推進法、令和5年にはLGBT理解増進法、令和6年には困難女性支援法が施行されるなど、様々な人 権に関わる分野の法整備が整ってきている。

自治体においては、相模原市や明石市など地域の実情を踏まえた人権条例を策定する自治体が増えてきている。

人権分野に関しては部落差別やしょうがいしゃ、女性、子ども、性的マイノリティなど幅広い課題がある中、市民や市職員一人ひとり が個々の人権分野の知識、理解を深めることが重要である。また、近年ではインターネットにおける人権問題が社会問題ともなって おり、モニタリング事業を実施している先進自治体が見られている。

【平和施策】市では、「国立市平和都市宣言」、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」により、平和施 策の根拠を整備し、6月21日を「くにたち平和の日」として制定、伝承者事業などの取り組みを実施してきている。戦後80年を迎える にあたり、戦争体験者の高齢化と次世代への継承が課題となっている。一方で、ウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ情勢など依 然として解決が見えない中、平和を希求する声は一層高まってくるものと考える。

### (2)この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

# 【人権施策】

- 〇人権救済に対処する仕組みの構築。 〇インターネットにおける人権問題への対応策の検討。〇当事者が話す場の構築。 子ども達が人権について考える機会や場を作って欲しい。〇市職員の人権意識の醸成 〇ソーシャル・インクルージョンの可視化 【平和施策】
- ○戦争体験者の体験を伝える、聞ける場を作って欲しい。○子ども達に戦争体験者の話を伝えて欲しい。
- ○若い世代が平和について考え行動する仕組みの構築。 ○グローバルな視点で平和を学ぶ機会の創出。

### (3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか?

# 【人権施策】

〇全国的に人権、平和、多様性を基軸とした条例の制定や条例に基づく基本方針、推進計画(策定中)などを整備している自治体 は希少である。人権週間を拡大した人権月間の取り組みも他市にはないものであり、当事者と共に実施している点は評価の一方 で事業量も多く、バランスを取りながら進めることが求めらえる。

# 【平和施策】

- 〇伝承者事業やコトバ展など、他市と比較しても特徴的な事業を実施しており、他自治体からの問い合わせ等は頻回にある。
- ○多摩地域平和ネットワーク事業は平和首長会議のモデル的取り組みとして、広島市をはじめ関心を集めており、会長市である国 立市への期待の声が寄せられている。

# (4)施策の具体的な取組状況 6年度の取組状況

【人権施策】○人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の 花、人権作文、人権メッセージ発表会)、人権月間イベント、人 権・平和のまちづくり審議会の開催、人権平和推進計画の検討、 人権意識調査の実施、職員人権研修、企業向け研修、モニタリ ング事業(試行実施)

<オンブズマン>○総合オンブズマンへの相談は、市の業務へ の苦情等が54件、子どもの人権関係が56件、計110件で、このう ち8件が申立てに至り、そのうちの6件について調査等を行った。 ○矢川プラスにて出張相談窓口の設置やイベントへの参加に取 り組み、オンブズマン制度の周知に努めた

<公民館>○「ハンセン病患者・回復者の多彩な文芸活動に焦 点を当てた連続講座を実施した(①国立ハンセン病資料館の企 画展を見学し、担当学芸員によるギャラリートークと講演会、②ハ ンセン病歌人明石海人の生涯に関する講演会)

○大学教員を招いて里親家庭に関する講座を実施した

【平和施策】〇平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験 伝承者の講話活動(定期、派遣、学校)、「ふつうの日になったの か原爆の日」展、アンネのバラの講座、被爆樹木アオギリ育成、 平和首長会議国内会議の出席、多摩地域平和ネットワーク会議 の運営

<公民館>○「平和・近現代史講座」の括りの中で、「家族たちの 戦争」と題した連続講演会を実施した。

# 7年度の取組予定

【人権施策】〇人権身の上相談、人権擁護委員の活動(人権の 花、人権作文、人権メッセージ発表会など)、人権月間イベント、 職員人権研修、条例の基本方針の啓発、人権平和推進計画の 策定、モニタリング事業(試行実施)、企業向け研修

<オンブズマン>○矢川プラスの活用に加え、児童館等他の公 共施設における出張相談窓口設置にも取り組むことで市民に対 し子どもの権利への理解を深めてもらうために周知・啓発を進め

○民間福祉事業者に協定締結を積極的に働きかけ、協定事業 者を増やすことで市民等の権利利益の擁護を図る。

<公民館>○人権課題に関する講座や見学会、映画会など、 様々な角度から考える企画を実施。

【平和施策】○平和の日イベント、くにたち原爆・東京大空襲体験 伝承者の講話活動、東京大空襲関連事業、「ふつうの日になっ たのか原爆の日」展、アンネのバラ、被爆樹木アオギリ育成など の取組を予定。平和首長会議への出席。多摩地域平和ネット ワーク会議の開催。

<公民館>「いま、考える戦争と平和 シリーズ講座 戦後80年」 として、連続講座や映画会、市内美術館の見学会など様々な角 度から戦後80年を考える講座を実施。

# 6 6年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

# ○成果実績【人権施策】

○「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」をに基づき、令和7年度策定に向け推進計画の検討を実施及び人権平和に関する市民意識調査を初めて実施した。加えて市内事業者への調査等を実施。

- ○法務省委嘱の人権擁護委員と連携し啓発事業や学校との連携を実施した。
- ○くにたち人権月間では、当事者、庁内各部署と共に取り組み、様々なテーマを通して人権を考える事を目的とし、延べ約1,300人の参加者と共に人権について考える場をつくることができた。
- ○総合オンブズマンの相談件数は、一般オンブズマンが54件と令和5年度から増加しており、市民に対する説明能力や接遇の向上は恒常的に求められている。一方、子どもの人権オンブズマンについても、令和5年度の50件から6件増の56件となり、約8割が子ども本人からの相談であった。

#### 【平和施策】

- ○くにたち平和の日イベントでは平和と多様性をテーマとした映画上映会を実施し特に子ども達の参加に力を入れた。原爆・東京大空襲体験伝承者による講話活動を市内公共施設、市内全小学校、派遣による市内外の会場で開催し、2,710人の参加、厚労省派遣事業では6,484人の参加となった。
- ○「ふつうの日になったのか原爆の日」展、アンネのバラ講座、被爆樹木アオギリ育成など、参加型の平和事業を通じ、市民等が平和を考え、発信する機会の提供を図った。
- ○平和首長会議の行動計画の「平和文化の振興」を推進するために、多摩26市賛同で平和ネットワーク会議を発足し、2年目も引き続き会長市として26市の平和事業の相互利用の仕組みを構築した。

# ○改善余地のある事項・課題等

- ○人権月間をはじめ啓発事業の実施回数が年々増えており、継続的に取り組む必要性はあるもののテーマや内容、 手法について検討していく必要がある。
- ○子ども達の人権意識の向上のため当事者の体験を聞く機会を増やしていく必要がある。また、子ども達が相談しや すい環境づくりを整える必要がある。
- ○市職員の人権意識の向上。企業や団体と連携した人権の取り組みが必要である。
- ○平和施策に関し、若年層の参加を増やしていくためにテーマや手法を工夫していく必要がある。
- ○戦争体験者の高齢化への課題に対し、次世代に残していく取り組みが求められる。
- ○他自治体と連携した平和の取り組みが求められる。

# (2) 施策の6年度における総合評価

成果実績数値の評価(A~E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価

A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。

B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。

C:成果向上のため、一層の努力が求められる。

D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。

E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。

# 7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1)8年度の取組方針

# 【人権施策】

В

- 〇令和8年度開始の「人権平和推進計画」をもとに、インターネット上の人権問題など個別の取り組みを推進していく。
- ○人権擁護委員と一体となった人権啓発活動を実施する(啓発活動、相談の実施など)。
- ○人権月間等、当事者や庁内関係部署と連携した啓発事業の実施
- ○総合オンブズマン制度の定着を図るため、民間福祉事業者や子ども食堂など多方面への周知、啓発を継続的に行う。子どもの人権に関する取組では、アウトリーチの機会を増やしイベントなどを通して相談しやすい環境の整備を図る。
- <公民館>
- ○人権課題に関する講座や見学会、映画会など、様々な角度から考える企画を実施。

## 【平和施策】

- ○くにたち平和の日、コトバ展などの既存事業の実施。
- ○くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話事業の実施。
- ○平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議の実施。
- <公民館>
- ○平和に関する講座や見学会、映画化など、様々な角度から考える企画を実施。

# (2)中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

# 【人権施策】

- ○「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づく基本方針、推進計画に基づく人権施 策の実施。市民や子ども達、事業者に対する啓発事業及び研修等、人権について学ぶ場の創出。
- ○市職員が人権意識とソーシャル・インクルージョンの理念を理解し、業務や市民対応に反映できることを目指す。 ○総合オンブズマン制度の認知度を高めるとともに、子どもの権利を含む市民の権利利益の擁護・救済に向けて安定

# 的な運用を図る。 【平和施策】

- ○戦争体験者の体験を次世代に残すため、様々な手法を用いた体験談の記録化に取り組む。
- ○若年世代の平和事業への参加向上を図ると共に、市民の意見を取り込んだ平和事業を展開していく。
- ○多摩地域平和ネットワークなど広域的な自治体連携による平和事業の実施。